梨県公報

第千六百六十一号

平成十八年

四月二十七日

日 目的とする

曜

木

での間における次の事項について調査する。 調査事項 別に定める商品流通調査票を用いて平成十七年一月一日から同年十二月三十一日ま

事業所に関する事項

3 2 消費地域別出荷内訳に関する事項 製造品受払に関する事項

三 調査の範囲

調査地域

2 調査対象

山梨県全域

四

調査期間

日本標準産業分類の製造業に属する事業所で知事が指定するもの

五 調査の方法

平成十八年六月一日から同年七月十四日まで

自計式調査とし、 調査票の配布及び回収は、 郵送により行う。

山梨県告示第二百六十九号

山梨県消費生活の保護に関する条例に基づく不当な取引行為の指定(平成元年山梨県

告示第二百七十二号)は、廃止する。

平成十八年四月二十七日

山梨県指定有形文化財及び山梨県指定無形民俗文化財の指定......ニニハ 山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則

教育委員会

局

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程......ニ三七

特定非営利活動法人の設立の認証申請........

般競争入札について......三三六

広域連合の規約の一部変更の許可......ニニ五 不当な取引行為の指定を廃止する告示......ニニニ五 平成十七年山梨県産業連関表作成特別調査の実施について..................三三五

告

示

目

次

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

山梨県告示第二百七十号

び同広域連合規約の変更については、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二 百九十一条の三第一項の規定により、平成十八年三月三十一日付けで許可した。 山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合の処理する事務の変更及

平成十八年四月二十七日

で、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告

平成十七年山梨県産業連関表作成特別調査 (商品流通調査) を次のとおり実施するの

示する。

平成十八年四月二十七日

山梨県告示第二百六十八号

告

示

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

Щ 梨 県 公 報 第千六百六十一号 平成十八年四月二十七日

この調査は、県内において製造業を営む事業所について、商品の流通状況、

営業経

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

平成十七年山梨県産業連関表作成のための基礎資料を得ることを

費等を明らかにし、

調査の目的

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 次のとお

平成十八年四月二十七日

山梨県知事 Ш 本 栄 彦

申請のあった年月日 平成十八年四月十四日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 山梨県歴史的景観形成重要建築物保存会

2 代表者の氏名 石川重人

3 主たる事務所の所在地 甲州市塩山上於曽千九百九十番地

4 定款に記載された目的

りを持って守り育てていく文化を興すことに寄与することを目的とする。 の保全に関する事業を行い、人々がここにしかない美しい町の原風景に気づき、 この法人は、山梨県民及びここを訪れる人々に対して、山梨らしい歴史的な景観 誇

Ξ 平成十八年四月十五日から同年六月十四日まで

• 一般競争入札について

のである。 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成十八年四月二十七日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

一般競争入札に付する事項

1 業務の名称

消防防災へリコプター「 あかふじ」 エンジンオーバーホールに伴うエンジンの取

付取下ろし等及び定期耐空証明検査整備業務

2 業務の仕様等

取付取下ろし及びエンジンのレンタル、定期耐空証明検査に関する事務。 消防防災へリコプター「 あかふじ」 のエンジンオーバーホールに伴うエンジンの なお、詳

3 履行期間

細は、入札説明書で定める内容等であること。

契約日の翌日から平成十九年二月二十八日まで

4 履行場所

請負業務者の整備点検所

一般競争入札の参加資格

1 することができる者であること。 必要な資格等(平成十八年山梨県告示第百九十四号)の一に定める競争入札に参加 平成十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

2

3 1及び2に掲げるもののほか、 であること。 入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者

Ξ 入札手続等

1 消防防災課消防・国民保護担当 電話〇五五 二二三 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 四三〇 山梨県総務部

2 入札説明書の交付方法

において交付する。 除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所 (平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日 (以下「県の休日」という。) を この公告の日から平成十八年五月十七日 (水) までの山梨県の休日を定める条例

3 入札説明会の日時及び場所

平成十八年五月二日 (火)午後一時三十分 山梨県消防防災航空隊事務所

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

防 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総務部消防防災課消 平成十八年五月二日 (火)から同年五月十七日 (水)までの県の休日を除く毎日、 ・国民保護担当 (山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号) に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年六月七日 (水)午後一時三十分 山梨県庁北別館六〇一会議室

6 郵便による入札書の受領期限及び場所

護担当 (郵便番号四〇〇 平成十八年六月六日 (火) 午後五時までに山梨県総務部消防防災課消防・国民保 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着

すること。

7 入札方法

額を入札書に記載すること。 であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金 り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者 る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

8 入札の無効

その他財務規則 (昭和三十九年山梨県財務規則第十一号。以下「規則」という。) 第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

9 落札者の決定方法

もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

兀

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

2 入札保証金及び契約保証金 日本語及び日本国通貨

又は第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 る入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、 **人札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定め** 規則第百八条の二

3 契約書作成の要否

4 その他

詳細は、 入札説明書による。

Annual air worthiness inspection, removal and reinstalation of engine

Date and time for tender

Nature and quantity of the services to be required

1:30PM June 7, 2006

Bureau in charge

ယ

Щ 梨 県 公 報 第千六百六十一号 平成十八年四月二十七日

> 6-1 Marunouchi 1-chome Koufu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1430 Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government Fire Fighting and People • Protection Section, Fire Fighting and Disasters Prevention

企 業 局

山梨県企業局管理規程第十号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年四月二十七日

山梨県公営企業管理者 堀

順

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)の

部を次のように改正する。

別表第三中 次長 技監 三種 三種(管理者が認める者であつては一種又は二種) を

次長 技監 三種(管理者が認める者にあつては一種又は二種) 三種 (管理者が認める者にあつては二種 に改める。

附

この規程は、 公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第十四号

山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める

平成十八年四月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 曽

==/

山梨県文化財保護審議会規則(昭和五十一年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を山梨県文化財保護審議会規則の一部を改正する規則

第四条第一項の表中と

名勝・天然記念物部会

名勝・天然記念物に関する事項

鋺跡深

名

富士山部会 特別名勝富士山に関する事項名勝・天然記念物部会 名勝・天然記念物に関する事項

を

に改め

න

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会告示第三号

俗文化財として指定する。十六条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財及び山梨県指定無形民山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第四条第一項及び第二山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)第四条第一項及び第二

平成十八年四月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 曽 根 修

有形文化財の部

彫刻

| 如 木 来 座 像 師 | 名 |
|---|-------------|
| | 称 |
| <u> </u> | 員 |
| | 数 |
| チメートル ル、髪際高二四一・〇セン ル、髪際高二四一・〇セン 本体 針葉樹材一木造、像 | 構造及び形式 |
| 大 福 寺 | 所 有 者 |
| 一六二一番地 | 所有者の住所 |
| 同 上 | 場所在の |

考古資料

| | 青明遺 | 称 |
|---|--------------------------------------|------------|
| | 四口 | 員 数 |
| ンチメートル、底径四・八セチメートル、底径四・八セメートル、器高三・〇センダートル(内一口は破片小型品七口(内一口は破片・八センチメートル | 四センチメートル、底径五センチメートル、器高三・大型品七口 直径一〇・七 | 構造及び形式 |
| | 北 杜 市 | 所有者 |
| | 一番地一大豆生田九六 | 所有者の住所 |
| 委 市 一 田 員 教 北 番 九 会 育 杜 地 六 | 大 須 北 豆 玉 杜 生 町 市 | 場所の |

無形民俗文化財の部

| 下市之瀬の獅子舞 | 名 |
|---------------|----|
| | 称 |
| 下市 | ,_ |
| 之瀬獅子舞保存会 | 保 |
| | 護 |
| | 可 |
| | 体 |
| ーーー 南 ア | |
| ルプス市下市之瀬 | 所 |
| | 在 |
| | 地 |
| | |

● 落札者等の決定について

シュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。)、次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケ

平成十八年四月二十七日

山梨県教育委員会

教育長 廣瀬孝

嘉

落札に係る借入物品等の名称及び数量

Microsoft School Agreement3.4 Desktop School Platform Renewal (Leve1-B) 及び

|| 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県教育庁高校教育課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

客し針の氏 召及が主所 平成十八年三月二十四日

四落札者の氏名及び住所

日本コムシス株式会社甲府営業所 山梨県甲府市朝日一丁目五番二号

| 発行者 | 山梨県 |
|----------------|-------------|
| 山梨県 | 県 公 報 |
| (甲府市丸の内一丁目六番一号 | 第千六百六十一号 |
|]目六番一号 | 平成十八年四月二十七日 |
| 印刷所(株サンニチ印刷 | 七日 |
| 刷(甲府市北口二丁目六番) | |
| | |
| | |
| | 三四〇 |